

幼稚園の設置(二)

附屬小學校主事 堀藏

七

「幼稚園令及幼稚園令施行規則制定の要旨並に施行上の注意事項」として文部省訓令第九號に左の如く述べてある。幼稚園經營者はこの訓令を特に十分熟讀玩味してその精神に基いて幼稚園の施設をせねばならぬ。尤も既に幼稚園關係者には十分明白なこととも思はれるが茲にその全文を掲げて讀者の注意を喚起したいのである。

今般勅令第七十四號ヲ以テ幼稚園令ヲ公布セラレ、文部省令第十七號ヲ以テ幼稚園令施行規則ヲ公布セリ。今左ニ之ヲ制定ノ要旨ヲ擧ゲ、且其ノ施行上特ニ注意すべき事項ノ大要ヲ示ナム。

從來幼稚園ニ關スル事項ハ小學校令並小學校令施行規則中ニ規定セラレタリ。然レドモ時勢ノ進運ニ伴ヒ幼稚園ノ事業ハ漸ク順當ニ發達シ來リタルヲ以テ其ノ制度ニ就キテ考慮ヲ要スルノミナラズ、當分我國ニ於ケル社會ノ情勢ニ鑑ミテ一層其ノ施設ヲ改良スルノ必要アルヲ認ム。コレ幼稚園令ノ

兒童ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ、善良ナル性情ヲ涵養セムトスルニハ幼時ヨリ之ニ着手スルヲ以テ優レリトス。コレ家庭教育ヲ稗補スペキ幼稚園施設ノ必要アル所以ナリ。殊ニ社會生活日ニ複雜ヲ加へ、一家ノ事情意ヲ子女ノ教養ニ專ラニスルコト能ハザル者漸ク多カラムトスル今日ニ在リテハ幼稚園ノ任務ニ益々重要ノ度ヲ加ヘザルヲ得ズ。

幼稚園ノ設置ハ固ヨリ之ヲ任意トシ、市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ私人ヲシテ必要ニ應ジテ之ヲ設置スルヲ得シムト雖、父母共ニ勞働ニ從事シ、子女ニ對シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多數居住セル地域ニアリテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ。今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及發達セムコトヲ期セザルベカラズ。隨ツテ其ノ保育ノ時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻ニ及ブモ亦可ナリト認ム。又幼稚園ニ入園セシムベキ幼兒ノ年齢ニ就キテハ從來ノ規定ト同ジク三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スルマデヲ原則トスルモ、特別ノ事情アル場合ニ於テハ三歳未満ノ幼兒ヲモ入園セシメ得ルコトトセリ。之ヲ外國ノ實例ニ徵スルニ幼稚園ニ幼兒預所ヲ附設スルモノ尠カラズ、爲ニ特別ノ事情アル家庭ニ對シ便宜ヲ與フル所頗ル大ナルモノアルガ如シ。右ノ規定ニヨリ三歳未満ノ幼兒ヲ收容セムトスルニハ相當ノ設備ヲ要スルコト論ヲ俟タズト雖、事情ノ許ス限リニ於テ適當ニ之ヲ實施スルハ當今ノ時勢ニ照ラシ亦極メテ必要ナリト信ズ。

以上の事項を注意するときは幼稚園なるが故に保育時間が必ず短くなればならぬことはない。また幼稚園は富有的な家庭の子女の保育のためのみに施設せられるものでない。幼稚園に託児所を附設することもよし、また幼稚園に託児所の精神を加へて特別なる施設をなすことの適切なることも明白である。この幼稚園令及幼稚園令施行規則制定の要旨並施行上の注意事項に基き、適切なる施設をなすことが肝要である。徒らに法文の末に走り、その要旨を没却するが如きことは誠に禁物といはねばならぬ。世には「幼稚園と託児所とを劃然區別し、幼稚園は幼兒を保育する所で、託児所ではない。託児所は社會事業で教育事業でないから幼稚園のやうに保育してはならぬ」などと誤解する人があれば、この幼稚園令及び幼稚園令施行規則制定の要旨を十分理解しないものといはねばならぬ。

二

「幼稚園令及幼稚園令施行規則制定の要旨並注意事項」には更に進んで次のやうに説明してある。これまた大に玩味せねばならぬ幼稚園經營上重大なる事項である。

園長及保母ノ資格ニ關シテハ、公立幼稚園ノ園長タルベキ者ハ小學校ノ本科正教員又ハ保母ノ免許状ヲ有スル者若ハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スルモノトシ、保母ヨリ之ヲ兼ヌルヲ常例トスベク、保母ハ保母免許状ヲ有スルモノタルコトヲ要シ、概不尋常小學校本科正教員程度以上ノ者ヲ以テ之ニ

充、テ、ム、ト、ス。蓋、シ、保、育、ノ、事、タ、ル、決、シ、テ、輕、易、ノ、業、ニ、ア、ラ、ズ、保、育、ノ、任、ニ、當、ル、者、ノ、人、格、ガ、幼、兒、ニ、及、ボ、ス、影、響、モ、決、シ、テ、鮮、少、ナ、ラ、ズ。故、ニ、園、長、及、保、姆、ニ、ハ、教、育、者、タ、ル、相、當、ノ、素、養、アル、コ、ト、ヲ、必、要、ナ、ル、條、件、ト、シ、前、記、ノ、資、格、ヲ、定、メ、タ、リ。但、シ、保、姆、ノ、資、格、ヲ、有、セ、ズ、ト、雖、人、物、技、倆、相、當、ナ、ル、者、ハ、一、定、ノ、員、數、内、ニ、於、テ、代、用、保、姆、ト、シ、テ、之、ヲ、採、用、ス、ル、コ、ト、ヲ、得、シ、メ、タ、リ。

この項を熟讀すれば幼稚園經營に當り、園長保姆が如何なるものたるべきか、明白である。高等小學校卒業者を子守として採用し、單に大人の頭數だけそろへて事足れりとなすが如きことは誠に幼稚園經營の根本精神を誤るものといはねばならぬ。如何に設備がよくとも保姆その人を得ずば、幼稚園でも託児所でも殆ど價値がないといつても過言ではないのである。

三

凡ソ教育上ノ効果ハ職トシテ教育者其ハ人ハ適否如何ニ由リ、校舎設備ノ如キニ至リテハ寧ロ第二義ニ屬ス。是ノ故ニ幼稚園ノ設備ニ關シテハ其ハ大綱ヲ規定スルニ止メ、力メテ土地ノ状況ニ適應セシメ其ノ設置ヲ容易ナラシメムコトヲ期セリ。

右ノ外幼稚園ノ幼兒數、保姆一人ノ保育スル幼兒數等ハ略々從前ノ規定ニ從ヘリ。唯保育項目ハ遊戲、唱歌、談話、手技ノ外觀察ヲ加ヘテ自然及人事ニ屬スル觀察ヲナサシムルコトトシ、尙從來ノ如

ク其ノ項目ヲ限定セズ、當事者ヲシテ學術ノ進歩實際ノ經驗ニ應ジテ適宜工夫セシムルノ餘地ヲ有シタリ。

地方長官ハ宜シク前記ノ趣旨ヲ體シ、幼稚園保育ニ從事スル者ヲ督勵シテ一層其ノ實績ヲ舉グシムルコトヲ期セラルベシ。

大正十五年四月二十二日

文部大臣　岡　田　良　平

この末項を注意することは幼稚園令施行規則制定の要旨並に注意事項として文部大臣が地方長官に訓令せるその精神を體得し、幼稚園經營の上に於て、また幼稚園の設備をなす上に心掛けねばならぬ重要精神である。

それで幼稚園令施行規則第十九條には次の如くあることは前號に述べたところである。

- 一、敷地ハ道徳上及衛生上害ナキ所タルコト
- 二、建物ハナルベク平家造トシ組數ニ應ズル保育室遊戯室其他必要ナル諸室ヲ備フルコト
- 三、保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナラザルコト
- 四、遊戯室ハ幼兒一人ニ付ナルベク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト
- 五、保育用具、玩具、繪畫、樂器、黒板、机、腰掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設備ヲ爲スコト
三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲スベシ

である。而してこれは幼稚園の設備に關する大綱を規定するだけである。

四

幼稚園令施行規則第十九條によれば幼稚園の建物は成るべく平家造となすがよいことになつてゐる。歐米諸國などでは第二階または第三階、更に第四階第五階等に幼稚園を設置してゐる幼稚園は少くない。しかしそれも只一階内に諸室をとり、三階に亘つて幼稚園保育室を有するものは稀れである。たゞ一階普通の住宅を幼稚園に使用せるところでは地階を託児所となし、第一階を幼稚園となす位のものである。また幼稚園を平家造となし、地下室にバスやブールを置きて幼兒の沐浴などを行はしめる設備のものもある。しかし要是一階だけに幼兒を置き、各階昇降のための危険を防止し、且つ幼兒の保育上幼兒の監督が十分便利になし得ることに大なる考慮を拂ふのである。平家造として建物の内外が容易見通しのつくやうなことが大切である。地面から簡単に保育室に入りし得ることも大切で、保育が日光不足な室内に於てのみ行はれ易き弊を禁止せねばならぬ。

また組數に應ずる保育室を設けることが本體となつてゐる。これは我が國に於て普通のこととて學校教育一般の要求である。米國などにては大きな一室に於て數組の保育をなし、それが保育室であり、遊戯室となつてゐるものが多い。しかし我が國では兎角一組一室が便利とせられるのである。そして保育室

は幼児五人に付一坪より小ならざることが條件となつてゐる。この標準は最少限度のものであることは勿論である。三十人一組の保育室は六坪以上なくてはならぬ。十二畳の室では幼児を三十人収容し得るのである。しかし四間に五間の保育室は二十坪、之に百人までは入れることが出来る考へるのには無理である。

東京女子高等師範學校附屬幼稚園の各保育室は二十坪あつて一組の幼児數は三十人であるから一人當りは〇・六六坪であり、一坪當りの幼児は僅に一・五人である。經驗によれば三間に四間で十二坪の室に幼児を三十人を收容するときは一坪に二・五人の幼児を收容するもので、實際は甚だ狭いのである。故に理想をいへば二十坪に三十人の保育室であるが、それより狭く十六坪に三十人、十二坪に三十人でも我慢出来ないことはない。遊戯室は幼児一人に付一坪以上の割合を以て設くことを標準としてあるが、三十人の組でも三十坪以上なくてはならぬことになる。室内の遊戯室としては五間に六間か五間に七間かまた六間に八間位に止まる實情にある。六間では四十八坪一時に遊戯させるとしては幼児五十人を超してならぬことになるが實際は二組合同して遊戯することが少いから普通の幼稚園としては三十五坪の遊戯室があれば先づ申分がないとせねばならぬ。そして廊下も屋外運動場もまた幼児の遊戯場となり保育室も本來は幼児の生活遊戯を本體とせる生活場所であること考へねばならぬ。その點よりは保育室と遊戯室とは合併するかまたは併用するものとなすべき性質のものである。